

令和2年4月15日  
北水企工第183号

北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者 各位

北名古屋水道企業団 工務課長

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う取組みについて

日頃より、北名古屋水道企業団の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

愛知県が新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、緊急事態宣言を発出しました。当企業団工務課給水申込担当においても感染拡大防止対策として、非対面化を進めます。以下の取組みを行いますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、感染拡大状況を注視し、従来の方法に戻す時期については改めてご連絡させて頂きますので宜しくお願いします。

- ・ 来庁される場合は、極力マスクの着用にご協力をお願いします。
- ・ 事前埋設調査等については、FAX・電子メール等を活用し対面回数の低減にご協力下さい。（調査対象箇所が明記してある地図・公図、計画図等を送信してください。）調査後電話で回答します。また本管配管図の写しが必要な場合は電子メールにて送信可能です。送信先メールアドレスについては、事業者名等を明記し、電子メールにてご連絡ください。そのメールアドレスに本管配管図をPDF形式で添付し、返信します。
- ・ 給水装置工事申込書一式については、申込み前に電話にて申込者名・添付書類・申込み内容の確認をしてください。申込み方法は極力郵送でお願いします。（郵便代は事業者様負担でお願いします。）急を要する場合は企業団にお持ち下さい。
- ・ 給水装置工事しゅん工届・検査願一式の提出方法は、郵送のみ受付しますのでご協力をお願いします。（郵便代は事業者様負担でお願いします。）提出写真の追加等は、郵送または電子メールにてお願いします。
- ・ 各種納付書については、給水装置工事事業者様及び申込者様へ企業団から郵送します。（発行の連絡時に、申込者様宛の納付書の郵送先の確認をします。）

- 北名古屋市・豊山町道路占用許可申請書については、作成後1部FAX又は電子メールにて企業団へ送信してください。企業団にて確認後、訂正事項があれば電話にてお伝えしますので、訂正後再度FAX又は電子メールにて送信してください。

従来は道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書を企業団にお持ち頂き、その後道路管理者へ申請して頂いていましたが、企業団が設定した工期（郵送到着後、約4～5週間後から60日間）で施工可能な場合は、道路占用許可申請書（北名古屋市3部豊山町2部）、道路使用許可申請書（2部）、その他指示のあった物を企業団へ郵送してください。（郵便代は事業者様負担でお願いします。）急を要する場合は従来の方法で行いますので、企業団にお持ちください。
- 道路占用許可の写し・道路使用許可の写しの受け渡しについては、双方FAXにて行います。給水装置工事（承認）の道路使用許可をFAXで送信してください。（国道・県道の許可は電子メールも活用します。）
- メーター出庫については、事前に電話にてメーター出庫の予定日、工事番号を連絡してください。その際に出庫するメーター番号、検定満期、指数をお伝えしますので、メーター出庫願及び開始届に記入した後に来庁してください。その他の記入漏れにもご注意ください（工事期間中の水道使用者等）

郵送先           〒481-0005  
                   北名古屋市薬師寺山浦 1-1  
                   北名古屋水道企業団 工務課 給水申込担当 宛

電話             0568-22-1251（代表）0568-22-8095（給水直通）

FAX             0568-22-7790（給水宛と明記してください）

電子メールアドレスは電話にてお問合せください。  
 （メール送信後電話にてメール送信した事をお伝えください）

### 北名古屋市役所からのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、職員の在宅勤務等を検討しております。これまでは道路占用許可申請を申請日から概ね2週間で許可しておりましたが、当面は許可までの期間を3週間以上（※）と見越した余裕のある申請をしていただきたく、お願いいたします。

- ※ 道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書を企業団へ郵送する場合は、企業団が設定した工期（郵送到着後、約4～5週間後から60日間）となりますので、ご注意ください。